

タイにおける一九一二年反乱計画

— 五世王による改革の問題点 —

玉田芳史

目次

- 一、はじめに
- 二、政治改革の問題点
- 三、経済・社会改革の問題点
- 四、おわりに
- 一、はじめに

タイは五世王チュラーロンコーンの治世（一八六八—一九一〇年）に大きく変化した。五世王自身が、二回目のヨーロッパ歴訪から戻った直後の一九〇七年一月三〇日にこう語っている。「余が即位してはや四〇年になる。即位以降のことを振り返ってみると、変化が見られたことが分かる。……現代では昔と違い、国王自らが国を繁栄させ

るよう努めねばならない。……かつては一世代かけてもたいしたことはできなかった。しかし、現代では余がこのたった四〇年の間に行なってきたことのおかげで、即位当初と現在との間には隔世の感がある。⁽¹⁾

このようにタイに大きな変革をもたらした五世王が亡くなって一年四カ月ほど後の一九二二年三月一日政府は陸軍兵士五八名を反乱の容疑で逮捕することになった。翌日には逮捕者が更に増え、その数は一〇六名に達した。後日有罪判決を受けたのは九二名であり、その内訳は陸軍軍人八五名、海軍軍人三名、法務省官僚四名であった。これらの軍人の階級は下士官一名、少尉候補一七名、少尉五六名、中尉一〇名、大尉三名、少佐一名であった。彼らの年齢は二〇歳以下一四名、二一〜二五歳六四名、二六〜三〇歳一〇名、三一歳以上四名と極めて若かった。⁽²⁾

軍高官七名からなる処罰検討員会は逮捕者の取調べを行なった後五月四日に六世王ワチラーウット（治世一九一〇—一九二五年）へ報告書を上奏した。この報告書では被告人たちに対する求刑は死刑三名、終身刑二〇名、懲役二〇年三名、懲役一五年六名、懲役一二年三〇名となっていた。国王は死刑の者を終身刑、終身刑の者を懲役二〇年とし、懲役二〇年以下の求刑を受けていた者については全員実刑を免除して執行猶予とした。国王は実刑判決を下した者からは位階官職を剝奪したが、猶予刑とした残りの者に関してはそうした措置を取らず従来通り勤務することを許した。

被告たちは絶対君主制⁽³⁾の打倒を唱えて軍内部で同志を募り、一九二二年一月一三日を皮切りに二月二九日までの間に八回の会合を開いて反乱の計画を練っていた。⁽⁴⁾しかし、彼らではできるだけ数多くの同志を集めようとして、十分な注意を払うことなく新しい会員を次々と会合に迎えたため、政府側のスパイが会合に紛れ込んで計画が発覚し、逮捕されるに至ったのであった。

六世王が即位してわずか一年余り後に青年將校たちが絶対王制打倒の謀議を重ねることになったのはなぜであろう

か。この反乱計画には様々な理由が考えられる。一つは六世王の振舞いに対する不満である。六世王と軍との間には軋轢が存在していた。第一は、六世王が皇太子時代に、彼の近習 (mahaelek) と喧嘩をした第二歩兵連隊の兵士を鞭打ちの刑に処した事件であった。公衆の面前で手足を固定して鞭で打つというこの「野蛮な」刑罰に消極的な意見が多い中、皇太子は鞭打にしなければ皇太子を辞めると主張した。この刑罰そのものの「非文明的な」残虐さもさることながら、皇太子が軍人よりも自らの近習を重視する姿勢を示したことは、軍人の心理に衝撃を与えずには置かなかった⁽⁵⁾。第二は六世王が第一歩兵連隊を重視しなかったことである。第一歩兵連隊は五世王が近代化に力を入れ最も信頼した部隊であり、タイ陸軍が誇りとする部隊であった。一九〇三年にこの部隊の連隊長に就任していた六世王は、一九一〇年に五世王が亡くなると弟ピッサマローク親王を連隊長に任命し、チュラーロンコーン王警護第一歩兵連隊 (Krom thahan raap thii i raksa phraong nai phrabatsomdetphra junlajomklaojayyuhua) と改名する一方、国王の警護部隊として新たに王宮警護連隊 (krom thahan raksa wang) を設置した。しかも、この部隊は宮内省に所属しており、国防省からは事実上独立していた⁽⁶⁾。この改革も軍に不満を抱かせる一因となった。第三は、スア・パー (sua paa) と呼ばれる準軍組織の設立であった。六世王は一九一一年に文民を訓練して有事の際に軍の支援に当たらせることを口事としてスア・パーを設け、全国で行政官僚を中心とする文民から志願者を募った。このスア・パーの真の目的は、五世王が彼自身の権力基盤として国王警護近習部隊を設けたのと同じく、六世王がそれ自らの権力基盤にしようとする⁽⁷⁾ ことにあった。六世王は彼と軍の関係が鞭打ち事件以来ぎくしゃくとしていたため、彼らに本当に忠実な部隊を望むならば、既成の陸軍部隊ではなく、軍の外部に新たな軍組織を設ける必要があったのである。このスア・パーでは軍と似通った制服や階級、指揮命令系統が設けられており、スア・パーへの参加者は兵役を免除された。そして、王室予算でスア・パーを維持する国王は、スア・パーの演習の際には陸軍から兵器を借用した

り実弾を購入したりして、熱心に自らその演習に参加していた。軍に対抗するかのようなこうした準軍組織が設けられること自体、陸軍にとっては決して心地よいことではなかった。それに加えて、国王がスア・パーに熱意を傾け、そこへの参加者に気前よく恩賞を与えたため、官僚の間には「公務よりもスア・パーの方が大切である。公務を疎かにしてもスア・パーで手柄を立てれば問題はない」という風潮が生まれさえしていた。⁽⁸⁾六世王がこのように非常に力を入れたにも拘らず、スア・パーでは実際にはもっぱら行進の練習ばかりが行なわれており、陸軍から兵器を借りた演習とは言っても、それは遊戯の域を出るものではなかった。役に立たない上に、予算を費消し、いっぱしの軍取りをするスア・パーに対して軍が怒りを向けるのは当然であった。第四は、六世王が近習たちと演劇に打ち興じていたことであった。彼は皇太子時代から演劇に熱中しており、それは即位後も変わることがなかった。彼は自ら脚本を書き、監督をし、出演するという熱の入れようであった。当時タイ人は演劇に価値を見出しておらず、国事を疎かにして演劇にうつつを抜かしているとしか捉えていなかった。⁽⁹⁾第五は、国王が近習を重用し偏愛したことであった。国王は近習の数をどんどん増やし、彼らを次から次へと勅任官（上級職官僚）に取り立てていった。こうした近習の中には出身の卑しいものや能力の疑わしいものが少なくなく、しかも彼らは、六世王から格別の寵愛を受けたモム・ルアン・ファ・ブンブン・ナ・アユッタヤー⁽¹⁰⁾に代表されるように、国王との親しい関係を背景として大きな影響力を持ち横柄であった。例えばスア・パーにおいても、こうした廷臣は著しく重用されており、大臣や高官よりも高い階級を与えられていた。近習を偏重する国王に対して官僚や軍人が不満を抱かぬはずはなかった。

六世王はこのように非常に問題の多い人物であった。彼のこうした振舞いが青年将校にクーデタ計画を練らせる触媒になったことは疑いのないところである。この計画に荷担した青年将校リエンとネートの二名は、後年事件に関する回想を著わし、その中で反乱計画の理由を三つ挙げている。そのうちの二つは、鞭打ち事件とスア・パーであった。⁽¹¹⁾

しかし、反乱計画の原因を六世王の振舞いや性格だけに求めるわけにはいかないであろう。というのも、六世王への不満だけが理由であるとすれば、グループは六世王の退位のみを狙えば十分であったはずだからである。グループはクーデタの具体的な実行方法やクーデタ成功の暁の政権構想に関してはまだ明確な決定を下す以前に逮捕されている。しかしながら、彼らは会合の過程で、立憲制か共和制にすること、そして立憲制であればピッサヌローク親王かナコーンサワン親王を新国王とすること、もし共和制であればラートブリー親王を大統領とすることで意見の一致を見ていた。つまり、グループの目的はただ単に六世王の退位のみではなかったのである。このように、この計画がタイ史上初めて王位の篡奪ではなく、立憲政治体制の樹立を狙ったものであったことを考慮に入れるならば、反乱の根本的な原因は別のところに求める必要があるであろう。実際のところ、リエンとネットは反乱の第三の理由としてタイの進歩や繁栄の立ち遅れを挙げ、しかもこれが最も重要な原因であると主張しているのである。⁽¹³⁾

一八五五年以降列強との間で不平等条約を締結したタイは、独立を保ち、また対等な主権国家として国際社会の仲間入りを果たすために、一般にチャクリー改革と呼ばれる「文明化」⁽¹⁴⁾に着手する。チャクリー改革は伝統的には四世王モンクット（治世一八五一—一六八年）と五世王という進歩的国王による改革であるとして積極的な評価を受けてきた。しかしながら、近年はこの改革を質的ではなく量的なものではなかった。つまり改革は表面的なものであり、根本的なものではなかったという評価が下されることが多くなっている。⁽¹⁵⁾本稿では、こうした批判的研究の成果を踏まえて、一九一二年反乱を五世王による改革の失敗に対する反発という観点から論じることにした。

(1) Junlajoomklaojaoyunua, quoted in Chai Ruangsin, *Prawattisat Thai Samai Piao. Soo. 232-243 Daan Set-thakit* [タイ経済史 一八〇九—一九一〇年] (Bangkok: Thai Wathanaa Phaanit, 1979), p. 284.

(2) Thamsuk Numnon, *Yangfoek Pungraek Kabot Rao. Soo. 130* [タイの初代ヤングターク——ラッタナコーミン暦

説

論

一三〇年反乱」(Bangkok: Ruangsin, 1979), pp. 17-31.

(3) 本稿では、絶対君主制という用語を、タイや欧米のタイ研究者がチャクラー王朝の五〜七世王時代に関して一般的に用いている用法、つまり立憲君主制ではなく君主制という意味で用いる。絶対王政という用語についても同様である。

(4) “Khamphiphaaksa Ruang Naaitahaan Bok Naaitahaan Rua Lae Bukkhon Phonlarnuan Sung Koo Kaankam-roep Roo. Soo. 130 [「タキタローンン歴一三〇年反乱を起した陸軍人、海軍軍人および文民に対する判決」]” in *Ibid.*, pp. 237-53.

(5) *Ibid.*, pp. 166-9.; Rien Sijian & Neet Phunnwivat, *Ruang Patiwat Khwang Raet Khoong Thai Dooi Sangkheep* [「タイ最初の革命の概論」(Thii Raluk Nai Kaanphraraatchahaan Phloeng Rooi Trii Rien Sijian [「リエン・ニーチャン少尉の葬儀本」]) (Bangkok: Aksoon Thai, 1971), pp. 1-4.

(6) Atcharaphoon Kamutphisamai, “Kabot Roo. Soo. 130: Saksaa Karanii Kaanpatinnup Thang Kaanpok-khroong Lae Klum “Thahaan Mai” [「タキタローンン歴一三〇年反乱——統治改革の「新世代軍人」グループの研究」]” *Withyaaniphon Parinyaa Aksoonsaat Mahaabandit, Julaalongkoon Mahaawitthayaalai* [「チホーローンン大皇帝陛下御遺教文」], 1981, pp. 110-3; *Koongthap Bok, Ying Dwai Phrayavarani: Anusorn Kaanruatphon Lae Suansanuaam Khoong Thahaan Raksaa Phraong Nai Wan Phraraatchaphithii Chaloen Phrasanom Phansaa 7 Thawaratchom 2502* [「国王の「タキタローンン歴一三〇年反乱」——国王誕生日を記念しての一九五九年一月七日の近衛部総領事陛下御遺教文」] (Bangkok: Thana Kaanphim, 1959), pp. 39-41, 47.

(7) Atcharaphoon, *ibid.*, pp. 137-8.; Anderson, Benedict R. O’G., “Studies of the Thai State: The State of Thai Studies.” in Ayal, Eliazer B. (ed). *The Study of Thailand: Analysis of Knowledge, Approaches, and Prospects in Anthropology, Art History, Economics, History, and Political Sciences* (Athens, Ohio: Ohio University Center for International Studies, 1978), p. 204, footnote 16.

- (8) Atcharaphoon, *ibid.*, p. 158.
- (9) Thamsuk, *op. cit.*, p. 164.
- (10) 彼は六世王にその皇太子時代から任えて寵愛を受け、ついに一九二二年には弱冠三二歳で最高位チャオプラヤーの位を授けられてゐる。Nathawuttthi Suthisongkhram, *Chitwapravut Jaophrayaa Krung Rattanakosin* [シッタナーコーシン時代のチャオプラヤー列伝] (Bangkok: Samnakphim Bandaan Saan, 1974), pp. 329-39 参照。
- (11) Rien & Neet, *op. cit.*, pp. 1-10.
- (12) Chaijan Samutwanit, *Kaamwang: Kaamplienplaeng Thang Kaamwang Thai 2411-2475* [タイの政治変化一八六八—一九三三年] (Bangkok: Bannakit, 1980), p. 174.
- (13) Rien & Neet, *op. cit.*, pp. 5-10.
- (14) Gong Gerrit W., *The Standard of 'Civilization' in International Society* (Oxford: Clarendon Press, 1984).
- (15) Batsou, Benjamin A. *The End of Absolute Monarchy in Siam* (Singapore: Oxford University Press, 1984), p. 13.

一、政治改革の問題点

五世王が即位した一八六八年当時には国王の権力は弱体であった。これは五世王の治世初期に特有の現象ではなかった。チャクリー王朝（一七八二年～現在）の始祖チャクリーは、アユッタヤー王朝以来の貴族グループの一員であり、これらの貴族の同意のもとに即位していた。彼はいわば同輩者中の第一人者でしかなかった。彼の宮廷貴族の中核は相互に姻戚関係で結ばれたこうした即位以前の仲間から構成されており、宮廷における国王の権力は絶対的なものでは決してなかった。宮廷貴族と国王とのこうした関係はその後も変わることがなく、例えば、三、四、五

世王の人選に当たって最終的な決定を下したのは、王室ではなくこうした宮廷貴族だったのである。⁽¹⁾そして、一八六八年に一五歳で即位した五世王の摂政の任に当たったのは、そうした宮廷貴族の最高実力者チュアン・ブンナークであった。しかし、五世王は改革によってじわじわと自らの政治権力を強化していく。五世王の改革の概要を見ることにしよう。

国王は未成年時代に既に近臣や王弟を中心とする自らの支持勢力の涵養に努めていた。国王は通常の近習団に加えて宮廷内に国王警護近習部隊を設け、そこにおいて幼少者や青年たちに対して軍事訓練ばかりではなく、近代的な一般教育をも施して、国王に忠実な官僚の養成を図ったのである。ここで西洋流の教育を受けた青年たちは「文明化」と「繁栄」を標語に掲げて、タイを野蠻国ではなく文明国にしようとする熱意に燃えていた。⁽²⁾国王は一九七三年一月成年に達し摂政の後見を脱するや、こうした国王派からの支持を背景として「ただ君臨するのみならず、統治しようという意欲」⁽³⁾をはっきりと示し始める。当時の彼は革命的とも言うべき改革プログラムを作成していた。そこでは彼は奴隷や賭博の廃止、農業や商業の振興、教育の発展、裁判制度の改革、官僚制の改革、軍や警察の発展、更には野蠻、不公平、汚職、犯罪、無知、貧困の一掃などを構想していたのである。⁽⁴⁾彼は具体的な改革策を次々と打ち出す。主な措置の中には、奴隷制度解体に向けての第一歩となる「奴隷の子や自由人の子の解放期限算定法」の他に、次のようなものがあった。⁽⁵⁾①特別裁判所を設けて、各裁判所において未結審の事件の処理に当たらせた。従来、裁判所は多数の省局 (Krom) に散在しており、官僚は裁判を重要な収入源としていた。従って、この措置は官僚のこうした収入を減らすことを意味していた。②国家歳入室を設けて、プラクラン (Phraklang) 省内部の様々な部局が行なってきた徴税機能の一元化と徴税請負の明朗化を図った。これはプラクラン省の官僚が集めた税金を着服したり、徴税請負人と癒着して私服を肥したりすることを阻止しようとする措置であった。⁽⁵⁾③大臣などの要職を占める官職貴

族の政治権力に挑戦するために、⁽⁶⁾ 国事会議と枢密院を設置した。国事会議は、プラクラン省に限らず徴税を担当するあらゆる省局の支出入に対する国王の監督を強化する法律を上奏し成立させた。これは税からの収入を重要な権力源とする官職貴族の自由を強く規制する措置であった。⁽⁷⁾ 更に、国事会議は一八七四年七月農業大臣プレイヤー・アーハーノンポーリラックを税を着服していたかどで解任し、財産を没収した後懲役刑に処した。⁽⁸⁾

しかしながら、国王のこうした性急な改革策は一八七四年末に早くも暗礁に乗り上げる。国王とその支持者にとって副王ウィチャイチャーン親王は目の上の瘤となっていた。⁽⁹⁾ 親王の排除の機を窺っていた国王は、一八七四年二月二日王宮で発生した火災を契機として、自らの部隊に親王の宮殿である前宮を包囲するよう命じた。これに対して、親王がイギリス領事館に保護を求めたため、フランスとイギリスの軍艦がチャオプラーヤー河をバンコクまで遡航し、あわや内戦と外国軍隊の介入という危機が発生した。事件はイギリスから派遣されたアンドリュウ・クラークの調停により決着がつけられ、親王は権限を大幅に縮小されることになった。しかし、国王とその支持者は性急な行動によって内戦および外国軍隊の介入の危機を招いた点に関して厳しい批判を浴びることになった。国王はこの前宮事件から、官職貴族の利害を無視して強引に改革を進めるのが不可能なことを痛感した。このため、一八七五年以後には国王は国事会議や枢密院の会合を開かなくなり、裁判手続を原状に復し、⁽¹⁰⁾ また財政改革措置の多くの実施を停止することになった。⁽¹¹⁾

国王が改革を実施するには、保守的な高官たちの政治勢力が低下し、同時に改革を支えうる有能な人材を育成することが先決であった。そこで、国王は王宮内の近習部隊において有望な若者の訓練教育に引き続き精を出した。

風向きが国王に有利な方向へと変わるのは一八八〇年代半ばであった。チュアン・ブンナーク（一八八三年）とウィチャイチャーン親王（一八八五年）が亡くなり、一八八二年から八八年の間に旧世代の大臣たちが全て死亡もし

くは官を辞した⁽¹²⁾。首都貴族たちはチュアン、副王、大臣といった有力な庇護者を短期間のうちに失い、もはや国王の改革に抵抗することができなくなった。他方、イギリスは国王権力の強化を支持する姿勢を示すようになった。イギリスの総領事と公使は「共に、弱体な政府よりも強力な君主政治の方がよい」とし、国王に絶対的な權威を求め、統治を集権化するよう勧めた。『私は、国王と王制を強化することにこそ、シャムが生き延びシャムが我々にとって役立つ唯一の望みがあると確信して疑わない』⁽¹³⁾。

こうした好都合な状況において、国王は近習部隊において育成した若手を政府の空きポストや新設ポストへ任命し続けた。その結果、「高い地位や重要な権限を伴った官職を占める官僚のうちで、この護衛部隊の出身者でないものは殆ど存在しない⁽¹⁴⁾」ことになった。国王が彼らを登用したのは、彼らが有能であったからばかりではなく、彼らがまさしく国王の子飼いであり、その忠誠心に信頼を置けたからでもあった。そのことを典型的に示すのは、一八九二年の行政機構再編成であった。彼はこの年に司法機能、徴税機能、地方統治機能などが複数の省局に分散していたそれまでの行政機構を一新し、西洋流に機能別に分かれた一二の省を発足させて国王支持者を大臣に就任させた。この改革により、彼は初めて中央の行政機構を全て自らの統制下に収めることになった。その際、彼は九省を彼の庇護を受けて成長した王弟や王子に委ねたのである。ここでは「国王に対する忠誠心が大臣ポストの割り振りにおいて最も重要な基準となっていたようであり、他の能力や資格には殆ど考慮が払われなかったようである」と指摘されるほど彼らの忠誠心が重要であった⁽¹⁵⁾。国王は改革に消極的な従来の高官に代えて、彼に忠実な人物を要職に任命することにより、首都における政治権力を確固たるものとした。

国王は続いて廢藩置県ともいべき地方行政改革を断行する。従来、地方はほぼ今日の県に相当するムアン(muang)を行政単位とし、チャオ・ムアン(jao muang)の支配下にあった。こうした地方貴族は中央政府から任命され

る官僚であったが、給料を支給されず、ムアン経営によって生活を立てていた。「彼らは官職を用いて、自らの事業利益を図ったり、裁判手数料を稼ぐために裁判の進行を遅らせたり、中央政府に引き渡すべき税収入のできるだけ多くの部分を手元にとどめたりしていた⁽¹⁶⁾」のである。

この制度のもとでは中央政府の支配が地方へ十分に行き届かないので、国王は全国をモンthon (monthon, 州) に分け、各モンthonへ総督を派遣してチャオ・ムアンに対する統制に当たさせた⁽¹⁷⁾。地方行政法(一八九七年)と地方行政規則(一八九九年)が公布されて改革は着実に進められた。中央政府の地方統制力を強化するこの新しいシステム、テーサービバーン (thesaphiban) 制は地方貴族からやがては官職と伝統的な特権を剝奪し、その没落を決定付けた。

国王は更に官僚の経済力に最後のとどめを刺す。伝統的なタイ社会では、人力支配が官僚の権力基盤の一つとして極めて重要であった⁽¹⁸⁾。旧来の制度のもとでは、官僚は奴隷を使役したり、プライ (prai, 庶民) の賦役労働を私的に利用したりすることによって利益を獲得していた。従って、奴隷廃止令(一八七四、一八九七、一九〇四年)と賦役に代えて人頭税を徴収する法律(一八九九年)の施行は、首都、地方を問わず、官僚から人力支配権を剝奪する効果を持っていた。例えば、賦役に代えて人頭税を徴収するという措置が極めて効果的であることは、一八九四年にモンthon・ピッサヌロークにおいて既に実証済みであった⁽¹⁹⁾。このことについて、テートはこう説明している。「一八九四年に彼〔総督〕はピッサヌローク貴族から多数の庶民に個人的サーヴィスを要求する権利を剝奪し、庶民が年間一八百ツという一律の人頭税を支払えるようにすることにより、貴族の威信と権力を根底から突き崩した。翌年総督は人頭税徴収に当たって、税収入を二七七六〇バーツから三五五二五バーツへ増やした。貴族は人頭税収入の六％を分け与えられた。一八九六年、プラーヤー・シースリヤラーチャワラーヌワット〔総督〕は人頭税の分け前を廃止することに、地方貴族を没落させ、ついには彼らと庶民とのつながりを断ち切り始めた。彼はこうした措置を講じ

る際、既に地方貴族には給料を支払うようになっていた。地方貴族の財政に対するこの容赦のない攻撃は大成功であった。一八九六年から一八九七年の間に、モントン・ピッサヌロークの貴族三四八名のうち二三七名は破産状態に陥ったことが明白だからである。⁽²⁰⁾ 奴隸制度や賦役制度の解体により、プライと奴隸は文字通り「国王の民 (phrai luang)」に変えられ、国王は全ての人力の支配者となった。

チュラーロンコーンはこのように国王の政治権力を強化することに熱心であり、また、それを達成したことを誇りとしていた。例えば、彼は一八八五年の「返答」や一八九三年の皇太子ワチルンヒット宛の「訓話」の中で、自分がいかに苦勞をして国王の権力を強化してきたのかを切々と語っている。⁽²¹⁾ この国王が自らの政治権力を削減することになるような措置に強く反対するのは何ら不思議ではなからう。一八八五年にヨーロッパ在任の一名の若手の王族や貴族が国王に対して憲法の制定や内閣を設けて大臣に政策決定権を委譲することを提言したのに対して、⁽²²⁾ 国王はこれを一蹴している。彼はこの提言に対する答えの中で憲法については全く言及することなく、内閣についてのみ反論を加えている。彼は大臣の能力が不足しており、しかも、彼らを変更することができない以上、内閣制度の導入は不可能であり、先ず統治改革を実施しなければならぬと主張している。⁽²³⁾ そして、彼は一八九二年に行政機構の大規模な再編成を行なうのであるが、それは大臣への権限の移譲というよりもむしろ国王親政体制の確立であった。また、時代が下って一九〇〇年代に入ると、市井の知識人の中に国会の開設を要求するものが出てきた。国王はこれに対して「協力に関する説明」と題する文書を一九〇三年頃書き、国会開設要求を痛烈に批判している。「ヨーロッパの政治思想家の思想に夢中になって自らもそうした思想を抱き、タイで実現しようなどというのは全く正しくない。……それはヨーロッパの小麦の栽培方法の教科書に習ってタイで粳米や餅米を植えても全然収穫が得られないようなものである。……タイで政党が存在することによって得るところは殆どないか、もしくは全くない。なぜならば、国の土

壤がそれに適さないからである。政党があっても不和軋轢を生み出すのみであり、それは利益とはならない。⁽²⁵⁾その理由は「タイとヨーロッパ諸国とは事情が正反対だからである。ヨーロッパでは国民が変化を望み、支配者は変化を阻止しようとしている。……これに対してタイでは人民は変化をまったく望んでいない。……変化を望んでいるのは支配者の方である。⁽²⁶⁾」私はサヤームの政治は普通通り国王を中心に行なう方が、別の方法よりも簡単でもあり優れてもいると思う。これは、そうした政治の方法が伝統に基礎付けられているからである。⁽²⁷⁾ここには、五世王が国王を中心とした政治、つまり絶対王政を理想的な政治と考えていたことが示されている。実際のところ、五世王が即位当初から着々と推し進めてきた政治改革とはとりもなおさず王権の強化に他ならず、その結果それまでの名ばかりの絶対王政ではなく、「名実とも完全な絶対君主制がタイの歴史上初めて誕生」⁽²⁸⁾したのであった。彼にとつては国会の開設や憲法の制定などというのはもつての他であった。従つて、彼は王権強化に成功すると、次にはその維持に力を入れるようになる。それを端的に示しているのは軍の強化策である。

五世王の軍制改革努力の結果、タイの軍隊は彼の即位当初の外国人兵士を主力とする小規模なものから、治世末期には近代的な常備軍へと発展した。軍のこうした近代化は、当時のタイがイギリスとフランスの植民地に挟まれ、植民地化の脅威に晒されていたことを考えるならば、国家の独立維持のための当然の政策と思われるかも知れない。しかしながら、軍近代化の経緯を辿ってみると、それは独立の維持よりもむしろ国王権力の強化や維持を目的としていたと捉える方が確なように思われる。⁽²⁹⁾すなわち、既に述べたように、五世王は即位後まだ未成年であった時期から軍の近代化に意欲を示し、自分の護衛部隊に西洋式の訓練教育を施していた。これは、彼の前に立ちはだかる宮廷貴族に挑戦するための軍事力を涵養し、同時に統治改革を実施するために必要な人材を育成することを目的としていた。彼は政治権力を宮廷貴族から奪つた一八八〇年代以降にも軍の強化に並々ならぬ意欲を示していた。ところが、彼は

一八九三年メコン河左岸の割譲を要求するフランスに対して、無謀にも軍事力で立ち向かい敗北を喫して無条件降伏し、屈辱的な講和条約を締結せざるをえなくなる(パークナム危機³⁰)。この敗北によって、国王は軍事力によっては国を守ることができないと認識し、軍の強化に余り積極的ではなくなる。そのことを反映して、国家予算に占める軍費の割合は一八九二年度には二二・五%、九三年度には二三・五%であったものが、一八・〇、一九・三、一六・一、一三・二、一二・五、一三・九、一二・八%と年々減少し、一九〇一年度には一一・二%まで低下した。その後一九〇二年度には一二・六%、一九〇三年度には一六・六%であったが、しかし翌年から急激に増加して二八・四、二六・二、二二・五%という変化を見せている³¹。パークナム危機を契機として一旦減少した国防予算が再び増加するのは、一九〇二年に三つの地方反乱が勃発し³²、こうした国内の反政府分子を鎮圧するために軍事力が必要であるとの認識が生まれたからである。それまで大規模な軍隊を設けることに消極的なものが少なくなかった王族は、これらの反乱によって、国内の敵から政権を守るには徴兵に基づく大規模な軍隊が必要であると確信した。反乱は「国民徴兵軍が政治的中央集権化に必要な道具であるという強い論拠³³」となったのであり、「国民徴兵軍が国内統治に不可欠な道具であるという議論は、一九〇一年には余り有力ではなかったが、ここに来てにわかに力を得た³⁴」のであった。つまり、徴兵制をしいて常備軍を設置するようになった第一の理由は、外国軍隊から国を守るためではなく、国王を中心とする政治体制を守るためだったのである。

確かに、国内、とりわけ国境周辺地域で反乱が生じると外国軍隊の介入を招く恐れがあるので、そうした反乱を迅速に鎮圧する武力は必要である。しかし、タイ軍は一九〇二年の反乱を簡単に鎮圧できるだけの能力を既に備えており、その後の強化によって国内の治安維持目的としては大きすぎる規模に達した。かといって、それは次節で述べるように富国政策や教育改革が欠落している以上、いかに強化されようとも外国との戦争には役に立たなかった。とい

うのも、五世王時代のタイの仮想敵国はもはやビルマやヴェトナムではなく、タイとは国力に雲泥の差があるイギリスやフランスだったからである。実際のところ、タイの独立維持を可能にしたのは、軍事力では決してなく、緩衝国になったことと、外交、とりわけ一九世紀末から二〇世紀初めにかけての度重なる領土の割譲⁽³⁵⁾であった。しかし、この軍隊は軍事力は余り大きくなかったにも拘らず、王族が中核を占めていたため、⁽³⁶⁾尊大で傲慢であった。そして、五世王が治安維持や国防に力を入れた結果、社会や経済の改革に大きな遅れが生じることとなった。次節ではこの点について見ることにしよう。

- (一) Wyatt, David K, *Thailand: A Short History* (New Haven: Yale University Press, 1984), pp. 142-3, 148-9, 160-1, 166-7, 179-80, 191; Nitthi Iosiwong, *Paak Kai Lae Pai Rua* [「ynn 先々船の帆」] (Bangkok: Amarin Kaan-phin, 1984), pp. 89-90, 214-5 など^{を参照}。
- (二) Bartye, Noel Alfred, "The Military, Government and Society in Siam, 1868-1910: Politics and Military Reform during the Reign of King Chulalongkorn," Unpublished Ph. D. dissertation, Cornell University, 1974, p. 136.
- (三) *Ibid.*, p. 157.
- (四) これは五世王が一九七四年前後に作成した「カウンスルは何をなし、何を廃止すべきか」と題する草稿に記されている^{こと}と^もなる^が。 *Ibid.*, p. 137.
- (五) Sumaali Bamrungsak, "Kaanruapruam Raaidai Phaendin Nai Ratchakaan Phrabaatsomdeuphura Junlajoom-klaojaoyunhua, Phoo. Soo. 2416-2453 [「五世王時代の歳入に対する政府の監督強化 一八七三—一九一〇年」] Wittayayaa-niphon Parinyaa Aksoonsaat Mahaabandit, Julaalongkoon Mahaawitthayalai [「チャラーロンコーン大学大学院文学修士論文」, 1982, pp. 76-80.

- (6) Junlajomklaojanyunhua, "Phraratchadamrat Toop Khwaanhen Khoong Phuu Ja Hai Pien Kaanpookkroong Joo. Soo. 1247 [一八八五年に統治変革を望んだ者たちの返答]", in Chaianan Samutwanit & Khattiyaa Kannasut (eds), *Ekkeksaan Kaanmwang Kaanpookkroong Thai* [タイ政治史叢集] (Bangkok: Thai Watthanaa Phaanti, 1975), p. 78.
- (7) Sumaali, *op. cit.*, pp. 83-6.
- (8) *Ibid.*, pp. 86-8.
- (9) ウィチャイチャーンは四世王時代に国王と並ぶほどの大きな権限を付与されていた副王ピンクラオの息子であり、チャローンコーンの即位時にチュアン・ブンナークの強力な後押しを受けて副王に就任していた。親王は副王であった父親と並ぶ大きな権限を与えられていたのみならず、在タイのイギリス領事館と親しく、当時のタイでは最精銳の近代的な部隊を擁しており、更に方が一チャラーロンコーンが死亡した場合には王位継承者の第一候補と目される人物であった。Batty, *op. cit.*, pp. 161-77.
- (10) Wyatt, *op. cit.*, p. 194.
- (11) Sumaali, *op. cit.*, pp. 96-8.
- (12) Wyatt, *op. cit.*, p. 198.
- (13) Batty, *op. cit.*, p. 269.
- (14) *Ibid.*, p. 134.
- (15) Terwiel, Barend Jan, *A History of Modern Thailand, 1767-1942* (Queensland: University of Queensland Press, 1983), p. 255.
- (16) Tei Bunnag, *The Provincial Administration of Siam, 1892-1915* (Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1977), p. 99.

- (17) 国王はこれ以前に既に国境周辺の地域、例えばチェンマイやブリーケットについては、チャオムアンの失政によりイギリスやフランスの介入を招くことを防止するため総督を派遣してそれらの地域の行政に対する統制を強化していた。
- (18) Akin Rabihadana, *The Organization of Thai Society in the Early Bangkok Period, 1782-1873* (Ithaca: Cornell Southeast Asia Program, Data Paper No. 74, 1969) 参照。
- (19) Piyaechat Pitawan, *Rabop Phrai Nai Sanglekhom Thai Phoo. Soo. 2411-2453* [タイ社会における「ムライ制」一八六八—一九一〇年] (Bangkok: Samnakphim Mahawithayalai Phannasat, 1983), pp. 126-7 参照。
- (20) Tei, op. cit., p. 116.
- (21) ワチレンヒット皇太子は一八九四年に病死し、異母弟のワチラーウットが皇太子になった。
- (22) Junlajoomklaojayyuhua, "Pharaatchadamrat Toop Khwaamhen," pp. 77-78; Junlajoomklaojayyuhua, "Pharaboommarachaooawat Nai Ratchakaan Thii 5 Pharaatchahaan Dae Phrajaolukyaathoe Chabap Thii 2 Thung Luukchai Yai Jaofaa Mahaachirumhit [五世王の王子向けの訓話第二篇ワチレンヒット向け]" in *Arason Nai Ngann Chaapanakhit Sop Naang Jirua Tawanchaai* [チトラー・タワンチャイ夫人の葬式本] (Bangkok, 1973), pp. 9-12.
- (23) "Jaonjai Lae Khaaraatchakaan Kraapbangkhomthunhawaai Khwaamhen Jatkaanplienlaeng Rabiap Raatchakaan Phaendin Roo. Soo. 103 [王族と官僚がラッタナコーシン曆一〇二三年に国政の変革を求めた上奏文]" in Chai-anan & Khattiyaa (eds), op. cit., p. 60.
- (24) Junlajoomklaojayyuhua, "Pharaatchadamrat Toop Khwaamhen," pp. 76-81.
- (25) Junlajoomklaojayyuhua, "Pharaboommarachaatchaathabaai Waaduai Khwaamsamakkhii [協力を関する訓話]" in *Ibid.*, p. 161.
- (26) *Ibid.*, pp. 165-6.

- (27) *Ibid.*, p. 166.
- (28) Nithi, *op. cit.*, p. 215.
- (29) アンダーソンは五世王の改革についてこう述べる。「チャクリー王朝が果たした役割は、仮に近代化であったとしても、植民地総督の政権が近代化をしたという特別な意味でのみの近代化であった。」Anderson, *op. cit.*, p. 199. 彼はまた「チェラーロンコーンは近代化の推進者たることを自負していた。しかし、彼が第一のモデルとしたのは、イギリスやドイツではなく、むしろ蘭領東インド、英領マラヤ、インド帝国などの植民地官僚国家であった。こうした所に範を求めるといえる。国王政権を合理化・中央集権化し、伝統的な半独立の属国をなくし、いささか植民地風の経済発展を図ることを意味した」と指摘する。Anderson, Benedict, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism* (London: Verso, 1983), p. 94 (白石隆・白石やや訳『想像の共同体』リンポポート、一九八七年、一六八頁)。
- (30) Batty, *op. cit.*, chapter 7 参照。
- (31) Suttaadaa Leekwairuun, 'Kaanchajjai Ngoen Phaendin Nai Ratchasamai Phrabatsomdetphra Junlajoom-klaojauyuthua Phoo. Soo. 2435-2453 [チャラーロンコーン治世の歳出(一八九二—一九一〇年)』Wittayaphon Parinyaa Aksoonsaat Mahaabandit, Julalongkoon Mahaawithayalai [チュラーロンコーン大学大学院文学修士論文], 1982, p. 159.
- (32) 北、東北、南の三地方で中央政府に対する反乱が生じた。
- (33) Batty, *op. cit.*, p. 429.
- (34) *Ibid.*, p. 430.
- (35) タイは一八九三年にメコン河左岸全域をフランスに、一九〇四年にメコン河右岸の一部をフランスに、一九〇七年にカンボディアとの国境地方をフランスに、一九〇九年にマレーと接する地方の一部をイギリスにそれぞれ条約に基づいて割譲し

つぎ。

(98) Batty, op. cit., chapter 11 参照。

三、経済・社会改革の問題点

五世王は、彼の政府がタイを繁栄へと導いてきたのであると誇らしげに繰り返して語っている⁽¹⁾。確かに、五世王はその治世に社会や経済の面で様々な改革を実施した。例えば、彼は臣民を国王の前でひれ伏す義務から解放し、奴隷制度や賦役制度を廃止し、鉄道を建設し、郵便・電報制度を整備し、法典を整備した。また、彼の治世には稲作面積と米の輸出货量が飛躍的に増大し、商店や工場が多数誕生した。しかしながら、彼は国を繁栄へと導いてきたと自負するには、やり残したことが余りにも多かった。

五世王は社会や経済の発展や繁栄には、国王権力の強化や強兵に対するほどの関心を払っていなかったようである。彼の財政政策がそのことを歴然と示している。行政機構の再編が行なわれた一八九二年以降の政府の歳出の内訳を見ると、表に示されるように、内務、軍、王室にほぼ五割六割の予算が支出されていた。歳出の一・二〜三・五%を占める王室関係の予算には宮内省、御璽省、近習局などの経費の他、国王のポケットマネーに相当する王庫金 (*ngoen phraklang khaangthi*) も含まれていた。この王庫金は王族への年金、省局や官僚への融資、王子の留学費用、営利事業への投資などに用いられており、その金額は一八九〇年代には王室費の半分ほど、総歳出の一割以上に達していた。⁽⁴⁾ 王室がこのように多額の予算を消費することに對して警鐘を鳴らすものが存在しなかったわけではない。イギリス領インドで長年勤務した後一八九九年二月にタイ政府の財政顧問となったリヴェット・カーナルナックは、⁽⁵⁾ 同年三月に政府に対して、イギリスでは総歳入の〇・六%が王室に割り当てられているのとは対照的に、タイでは歳入の二

○%もが当てられていると述べて、王室費を減らすよう提言している。⁽⁶⁾彼は更に軍事費についても同年四月に次のような助言を与えている。「将来の事を考えるならば、国の進歩繁栄を急いで進めなければならぬ。政府は文民事業の改善に是非とも力を入れる必要がある。現在の段階では、政府が陸軍や海軍の兵力増強のために多額の予算を投じることが適切ではない。軍事費の支出は毎年多額の予算を無駄に使うことになり、何ら利益とはならない。……タイの真の防衛は、政府が国を急速に繁栄させることである。従って、政府は全力を尽くして国の進歩に当たるべきである。この目的が達成されれば、遠からずして政府は軍備増強の予算を増やすことができるようになる。」

王室関係費は一九〇〇年代に入ると毎年の増額幅が小さくなる。しかしながら、それは依然として六〇〇万バーツ

法 務	大 蔵	外 務	農 業	運 通	輸 信
0.60	5.12	3.53	0.46	19.73	
1.27	1.70	3.89	3.71	12.07	
1.55	4.58	5.03	2.62	18.56	
2.42	3.11	5.04	3.15	17.83	
2.08	3.47	4.04	3.24	24.62	
2.68	5.24	1.65	—	18.86	
3.03	5.15	3.89	—	21.92	
3.40	4.24	5.05	2.64	16.09	
3.42	3.69	2.09	2.82	17.42	
2.89	3.03	3.00	2.60	25.49	
3.18	3.04	2.79	3.57	14.29	
3.07	3.57	2.53	3.69	13.59	
3.82	2.95	2.47	4.88	6.10	
4.12	2.95	2.24	5.36	5.58	
3.62	2.67	2.16	5.49	5.87	
3.79	2.97	1.72	5.47	6.36	
3.89	8.46	1.54	4.86	6.72	
4.40	5.93	1.60	4.48	6.62	
4.53	5.20	1.54	3.76	6.51	

を超えており、総歳出の一二%以上にとどまっていた。軍事費については、既に述べたように、国王は一九〇二年の反乱を契機としてこれを大幅に増額するようになる。また、内務関係予算については、国王は地方に対する支配の強化に着手する一八九〇年代半ば以降には支出を大幅に増やす。つまり、国王は地方に対する支配の強化によって着実な増加を見せた政府歳入を一貫して、軍、王室、内務に支出し続けるのである。

表 五世王時代の歳出の内訳 (1892~1910年) [%]

年	総額(バーツ)	内務	軍	王室	独立局	その他	文部
1892	14918977	5.26	22.52	25.41	—	15.38	1.99
1893	18174504	6.21	23.52	35.05	—	10.33	2.24
1894	12487165	7.09	18.01	27.29	0.67	12.19	2.41
1895	12685697	8.13	19.32	25.09	0.92	12.30	2.69
1896	18482715	7.59	16.06	23.90	0.87	12.53	1.60
1897	23996625	12.28	13.17	16.35	0.99	25.82	2.96
1898	23787582	20.67	12.48	17.65	0.93	12.12	2.16
1899	27052717	23.10	13.89	23.02	1.55	5.28	1.75
1900	31841257	27.13	12.81	19.31	1.19	6.96	3.16
1901	36646558	23.80	11.19	16.61	0.99	7.68	2.73
1902	39248544	24.77	12.57	15.59	0.89	16.19	2.75
1903	43908902	21.55	16.59	14.50	0.77	17.38	2.77
1904	46634654	25.75	28.39	13.60	0.79	8.30	2.94
1905	50035524	26.90	26.19	12.76	0.69	10.51	2.70
1906	56837460	24.70	22.46	12.22	0.63	17.67	2.51
1907	56503203	25.72	22.28		29.17		2.52
1908	58378548	24.52	24.71		22.79		2.51
1909	58844619	25.66	22.62		26.51		2.18
1910	59076554	25.25	23.18		27.91		2.12

(出所) Sutthaadaa, op. cit., pp. 99, 110, 123, 137-8, 145, 153, 158, 167, 173.

これに対して、国王はリヴェットーカールナックが提言した富国政策、国を繁栄させ豊かにすることに余り関心を示さなかった。確かに、表に示されるように、国王は運輸・通信には多額の予算を支出していた。これはもっぱら鉄道建設と通信事業に向けられていた。鉄道は経済の発展にある程度は貢献することになった。⁽⁷⁾ しかしながら、国王が外国から借款をしてまで鉄道に力を入れた第一の理由は、地方に対する支配を強化維持するという政治的なものであった。⁽⁸⁾ 更に、鉄道の場合には、道路や灌漑とは異なり、貨物や旅客の収入という形で直接的な見返りを得られるという配慮も働いていた。⁽⁹⁾ このように、軍、内務、王室に加えて、政治的軍事的な意味合いの大きな鉄道に多額の予算が支出された結果、国の発展にとって重要な他の事業に振り向け

る資金が不足することになった。

その顕著な例は教育の立ち遅れである。教育に対する五世王の関心はもっぱらエリート、しかも彼に忠実なエリート(11)の養成に向けられていた。王宮内の国王警護部隊において西洋的な教育に先ず着手していた彼は、更に一層優秀な将校や行政官を養成するため、一八八一年には中等学校スアンクラーブ校(12)を設立する。この学校の生徒は、王族を政府で勤務させたいという国王の意向を反映して多数が王族であった。この学校は卑しい身分の者を排除するために一八八九年には二〇バートの授業料を徴集するようになった。政府はその後一八八〇年代末以降には医学学校、法律学校、公務員養成学校、陸軍士官学校、海軍士官学校、助産婦学校、林学校、農学校などを次々と設立するが、王族を始めとするエリートを優先する姿勢を失いはしなかった。例えば、一八九七年に開校された英語学校ラーチャウイッタヤーライ校では、入学金が一八バートと当時の教師の月給の四倍という高い水準にあつたため、生徒の大半は王族や政府高官の子弟であつた。しかも、国王が一八九八年に提供するようになった外国留学用の奨学金試験の合格者の殆どはこの学校の卒業生で占められていた。また、一八八七年に開校された陸軍士官学校は入学者を王族、官僚、軍人の子弟に限定してゐた。一九〇九年には、士官学校の予科への入学が王族や軍人の息子(13)のみに限定され、更に彼らの中でも将校や王孫以上の位の王族の息子のためには特別クラスが用意され、その卒業生は無試験で士官学校に入学できるようになった。

このように、五世王は王族を始めとするエリートの子弟に教育を施すことには熱心であつたが、大衆の教育に対してはさほど強い意欲を示さなかつた。そのことは文部省予算が政府歳出のほぼ二〜三%にしかすぎなかつたことに明確(14)に示されている。しかも、このうち教育に支出されたのはほぼ半額強(15)でしかなかつた。予算が乏しいため、政府は極力安価な方法で初等教育の近代化を図ろうとする。つまり、寺院において僧侶が男子に教育を施すという伝統的な

教育形態を基本的にはそのまま踏襲し、ただしその内容を近代なものに改めようとしたのである。しかし、大衆教育の近代化はなかなか進展しなかった。僧侶に代えて俗人を教員として養成することを目的とした最初の師範学校が設立されるのはようやく一八九九年のことであった。⁽¹⁸⁾ 政府による一九〇七年の調査によれば、文部省が定めた基準に達する教育を行なっている寺院は、全国の寺院総数一万三千余りのうちわずか二・六%の三三八寺のみでしかなかった。⁽¹⁹⁾ 中等学校に至っては一九一〇年の段階で全国に一三校しか存在しなかった。⁽²⁰⁾ 大衆教育の近代化がこのようにゆっくりとしか進められなかったので、国の繁栄にとって重要な、そして強兵にとって不可欠な義務教育制度の導入は望むべくもないことであった。また、高等教育に関しても、五世王は西洋的な近代教育の価値を十二分に認識し、潤沢な王庫金を用いて王子たちを次々とヨーロッパへ留学させていたにも拘らず、そうした近代的高等教育の機会を大衆にも与えるべく国内に大学を設置することはしなかった。

国の繁栄に向けての努力の不足は経済の面にもはっきりと現われていた。国王は軍の強化に強い意欲を示した。もし、タイが兵器を自国で生産できたならば、軍事支出は経済成長に寄与したことであろう。一九世紀中葉のタイは労働人口の殆ど全てが農業に従事する農業国であり、「農業と比較すると、一八五〇年のシャムの他の産業は取るに足りなかった。」⁽²¹⁾ 従って、五世王時代にタイが自国で近代的な兵器を生産することは、並々ならぬ工業化努力なくしては到底おぼつかなかった。しかし、五世王は工業化には殆ど関心を払わなかった。彼は一八五五年以降諸外国との間で締結した不平等条約が足枷となって、タイは工業化できないと考えたのかも知れない。では、彼はタイがかなり有利な条件に恵まれた農業の発展に力を入れたのであろうか。

確かに、彼の治世には稲作面積と米の輸出量が飛躍的に増加した。稲作面積は一八五〇年に五八〇万ライ（一ライ＝一六〇〇平方メートル）であったものが、五世王の治世末期には倍ほどにまで増加し、⁽²²⁾ 輸出力（重量）は彼の治世

末期には治世初期の八倍ほどにまで増加しているのである。⁽²³⁾しかし、政府は稲作のこの目ざましい拡大に殆ど寄与していなかった。政府の貢献は新田への地租の減免措置⁽²⁴⁾と奴隸制度や賦役制度を解体して自由な労働時間を増やしたことのみであったように思われる。この拡大はもっぱら小規模な自営農民によって担われたのであった。彼らにとって
は幸いなことに、輸出向け稲作の中心地となった中部タイには未耕作地が豊富に存在していた。しかしながら、この中部タイでは雨量が不足していた。「灌漑局は中部タイにおいて稲作が十分な実りを得るためには、一八二八メートルの水が必要であると算定している。稲作期間中の中部タイの雨量は一〇五〇ミリメートルである。従って、七七八ミリメートルの不足は洪水によって補わなければならないことになる。」⁽²⁵⁾ところが、中部タイを潤すチャオプラヤー河の一八三一年から一九四八年にかけての水量に関する統計によれば、水が多すぎた年が四年間、適量であった年が五三年間、不足する年が六〇年間であった。⁽²⁶⁾従って、基幹産業である稲作を発展させようとすれば、こうした水の不足を補う灌漑設備の充実を欠かすことができないことになる。⁽²⁷⁾

五世王は治世の初期にはプリームプラチャーコーン、プラウェートブリーロムなどの水路を精力的に掘削している。⁽²⁸⁾しかし、一八八〇年代に入ると彼は水路を殆ど建設しなくなり、八〇年代末以降は民間企業に水路の建設を行なわせるようになった。⁽²⁹⁾そうした会社の中でとりわけ有名なのがサヤム土地水路灌漑会社である。会社はチャオプラヤー河とバーンパコーン河に挟まれたランシット地域に水路網を巡らして、一九〇〇年までに五〇万ライの水田を開いた。⁽³⁰⁾しかしながら、会社が掘削した水路は、政府自身がかつて建設した水路と同様、水量調節ができないため雨量が少ない年には十分な水を供給できず、しかも簡単に土砂が堆積して浅くなってしまふという欠陥を抱えていた。⁽³¹⁾

そこで、政府は再び政府自身が灌漑を行なう姿勢を示すようになり、一九〇二年にオランダ人ファン・デア・ハイデを灌漑局長に迎える。ところが、政府はハイデが一九〇三年に提言した大規模な灌漑プロジェクトを拒否し、更に

彼が一九〇八年に作成したもっとも小規模なプロジェクトをも拒否する。

政府がハイデの計画を拒否した最大の理由は、それが多額の予算を必要とするからであった、とブラウンは述べる。特に、一九〇三年の提案は一二カ年計画で総額が当時の政府の一年分の歳入額を超えるものであった。⁽³²⁾ ブラウンによれば、灌漑は「二〇世紀初頭のシャムの既存の秩序を維持するために絶対に不可欠というわけではなかった」のに対して、鉄道の建設や強兵は地方に対する首都の支配の維持や国家安全保障にとって「絶対に不可欠であった。」⁽³³⁾ 既に述べたように、政府は巨額の予算を軍や鉄道に注ぎ込んだ結果、大規模な灌漑プロジェクトに支出する予算に不足を来していた。しかしながら、ブラウン自身が認めているように、⁽³⁴⁾ 限られた予算額の中で優先順位の高い政策を先ず実施する必要があったということのみでは、一九〇八年のはるかに小規模で政府の財政を圧迫しない程度の規模の灌漑計画すら拒否された理由を十分に説明することができない。

政府が一九〇年代以降歳入を着実に増やしていたにも拘らず、五世王時代にはついに灌漑に本腰を入れなかったことは、ただ単に予算の不足という観点からではなく、農業そのものに対する関心の低さという観点から捉える必要がある。すなわち、政府は灌漑に限らず、農業の改良発展全般に対して冷淡だったように思われるのである。農業はタイ経済の基幹であるにも拘らず、農業省は一八九七年に一旦廃止されており、また予算の面からみても一八九二年以来降農業向けの予算が総歳出額の六%に達することは一度たりともなかった。灌漑ばかりではなく、品種改良、肥料使用の奨励、農機具の改良、農業暦の改良といった農業技術の変化に関しても、「適切な提言が多数なされたにも拘らず、その殆どが実現されなかった。」⁽³⁵⁾ 政府は農業の改良努力を積極的に引き受けることなく、その多くを民間に委ねていた。例えば、農機具改善のため品評会を開くよう求める声があったにも拘らず、政府は農機具展示会の開催の便宜を図るにとどまっており、また米価下落問題解決のための稲の品評会ですらも民間が始めたことであった。⁽³⁶⁾ 更

に、政府は農民の貧困と債務の問題に關してもわずかばかりの關心しか払わなかった。一例を挙げるならば、一八九九年にバンコク州の検地官が大蔵大臣に、土地を担保にして農民に融資を行なうよう提案した際、大臣はこれに賛同するのであるが、その理由は農民を救うためでは決してなかった。それは借家を建てて家賃を取ったり、銀行に預金しておくよりも、土地を担保として持つ農民に年利一五%で融資した方が儲かるからであった。⁽³⁷⁾

政府が灌漑努力を怠ったことは、農民の生活に甚大な影響を及ぼした。灌漑が不十分なため、農民は自然災害、洪水や干ばつのなすがままであった。人口増加と、容易に開墾可能な未耕地の消失によって、農民はこうした災害に晒され易くなった。彼らはもし凶作に見舞われれば、金貸し業者から金を借りなければならなかった。そして、二、三年続けて凶作に見舞われることも稀ではなかった。そうなると彼らは利子を支払うことができず、土地を失う他なかった。

五世王治世末期には政府高官の中にも、政府が農業の発展にしかるべき努力を払ってこなかった点を反省する人物が出てきた。内務大臣ダムロン親王は一九〇九年の地方官會議でこう語っている。「従来国の力となってきた農業は、古代から現在に至るまで、徴税方法が変わったこと以外に何らの改善も見られない。タイの隣国は農業を改善し、着実に繁栄してきた。もし我々が手をこまねいていて、農業を従来通りに放置しておけば、わが国の国力はどんどん低下し、国を改善し繁栄させようと努力している諸外国に追いつけなくなってしまうであらう。⁽³⁸⁾」また、農業大臣チャオプラヤー・ウォンサーヌプラパンも一九一〇年一月に国防を重視する余り、農業を軽視する従来の政策を批判し、経済を国防並みに重視すべきことを主張している。「諸国は現在農業や商業を改善している。それは基礎的な国力を生み出すことにつながるからである。しかし、もし皮相な見方をするならば、諸国はこぞって陸軍や海軍の軍事力を強化しているかのように見える。しかし、陸海軍力を強化している国々は全力を尽くして農業や商業の改善に力を入

れているのである。そして、その多くは軍事力と農商業に基づく経済力の釣り合いが取れるようにしている。⁽³⁸⁾ 教育や農業の例に示されるように、五世王は政治改革のために社会や経済の発展を犠牲に供していた。彼の改革政策は富国なき強兵であったと言えよう。それはもっぱら国王権力の強化と維持ばかりに資するものであり、国に十分な繁栄をもたらさしはしなかったのである。

- (1) 例えば、一九〇三年頃の「協力に関する説明」 in Chaianan & Khattiyaa (eds), op. cit., p. 166; 一九〇七年に三回目のヨーロッパ歴訪から戻った後の演説 in Chai, op. cit., p. 284; 農商博覧会での一九一〇年四月一八日の演説 in Somchai Langmooyaa, "Panhaa Chaanaa Lae Nayooabai Khoong Rathabaan Nai Ratchasamai Phrabaatsomdet-phra Junlajoomklaojayruuhua [五世王時代の農民の問題と政府の政策]." Withhayaniphon Parinyaa Aksoonsaat Mahabandit, Julaalongkoon Mahaawithayaalai [チャラーロンコン大学大学院文学修士論文], 1978, p. 490 などがある。
- (2) Charles James Rivett-Carnac³⁹ Brown, Ian, "British Financial Advisers in Siam in the Reign of King Chulalongkorn." *Modern Asian Studies* 12, 2 (1978), pp. 196-7.
- (3) Suttaadaa, op. cit., pp. 163-5. 国王は一九〇〇年施行の王庫法で政府歳入の一五%を王庫に回すことを定めていた。Ibid., p. 160.
- (4) 一八九〇年代の数字しか挙げる事ができないのは、一八九九年以降王室関係費の総額のみしか明示されなくなるからである。Ibid., p. 162.
- (5) Mr. Rivett-Carnac's Memorandum, March 13, 1899, in Chatthip Nartsupha & Suthy Prasartset (eds), *The Political Economy of Siam 1851-1910*. 2nd Printing (Bangkok: Sangroong Printing, 1981), pp. 377-80.

- (6) Rivett-Carnac, "Memorandum upon the Budget Estimates of the Kingdom of Siam for the Year 118," Quoted in Phoonthen Hantrakuun, "Kaanchaijai Ngeon Phaendin Nai Ratchasamai Phrabaatsomdetphra Mongkukklao-jaoyuhua, Phoo. Soo. 2453-68 [大正五時代の政府の歳出] 一九一〇—一九一五年," *Witthayaamiphon Parinyaa Aksoon-saat Mahaabandit, Julaalongkroon Mahaawitthayalai* [チマナーロンコンン大学大学院文学修士論文], 1975, p. 82.
- (7) ノーニーは「一般的に言へば、鉄道はタイの発展を余り強く刺激しなかつた」とりわけ、タイの輸出品の輸送費用を「*Development 1880-1975* (Vancouver: University of British Columbia Press, 1982), p. 79.
- (8) *Ibid.*, pp. 80-1.
- (9) Ingram, James C., *Economic Change in Thailand 1850-1970* (Stanford: Stanford University Press, 1971), p. 194.
- (10) Wyatt, David K, "Education and the Modernization of Thai Society." in Skinner, G. William & Kirsh, A. Thomas (eds), *Change and Persistence in Thai Society* (Ithaca: Cornell University Press, 1975), pp. 136-7.
- (11) *Ibid.*, p. 140.
- (12) Chai Ruangsin, *Prawatitsat Thai Samai Phoo. Soo. 2352-2433 Daan Sangkhom* [タイ社会史 一八〇九—一九一〇年], 3rd Printing (Bangkok: Sinlapaa Bannaakhaan, n. d.), p. 321.
- (13) Wyatt, op. cit., p. 143.
- (14) *Ibid.*, p. 143.
- (15) Battye, op. cit., p. 292.
- (16) *Ibid.*, p. 495.
- (17) Suttahaadaa, op. cit., pp. 148-9.

- (18) Chai, *Prawatsisat Thai Daan Sangkhom*, p. 339.
- (19) Wyatt, David Kent, *The Politics of Reform in Thailand* (New Haven: Yale University Press, 1969), pp. 334-6.
- (20) Wyatt, "Education and the Modernization," p. 144.
- (21) Ingram, op. cit., p. 16.
- (22) *Ibid.*, p. 43.
- (23) *Ibid.*, p. 38, Table III.
- (24) それは新田の地租を初年度は全額、一二三年目は一部を免除するというものであった。
- (25) Feeny, op. cit., p. 59.
- (26) *Ibid.*, pp. 59-60.; Suwit Phaihayawat, *Wiwattanakakaan Seethakit Chonnabot Nai Phauk Klaang Khoong Pratheet Thai Phao. Soo. 2394-2475* [中部タイにおける農村経済の進展「一八五一〜一九三二年」] (Bangkok: Saangsan, 1978), p. 98.
- (27) フィーニーは灌漑の重要性を強調する。「水をコントロールすることの利益は計り知れない。灌漑によって農民は稲作時期に先立って土に湿り気を与えておくことができ土地の準備が容易になるし、価格の高い高品質品種を栽培できるようになる。また、農地の規模を簡単に拡大できるようになる。灌漑用水によって、農民は乾期に十分利用されていない労働力を、豆類の栽培によってもっと十分に利用できるようになる。そして、豆を栽培すれば、土地を肥沃にできるといふ好ましい効果もある。タバコが乾期に栽培できる。それによって、タイのタバコ輸入を減らすことができる。農地に沈澱物が堆積することによって、土壌の肥沃性維持に役立てることができる。水供給体制を改善すれば、人間や家畜の衛生面でも利益となる。溝を掘れば水上交通が便利になり、大きな水路を掘れば、稲の輸送に著しく重要な水上交通体系を拡大できる。」*Ibid.*, pp. 62-3.
- (27) Chai, *Prawatsisat Thai Daan Seethakit*, pp. 247-9.

- (82) Johnston, David Bruce, "Rural Society and the Rice Economy in Thailand, 1880-1930." Unpublished Ph. D. dissertation, Yale University, 1975, pp. 51-2.
- (83) Brown, Ian, *The Elite and the Economy in Siam c. 1890-1920* (Singapore: Oxford University Press, 1988), p. 12.
- (84) Suwit, op. cit., pp. 81, 231.
- (85) Brown, op. cit., pp. 40-1.
- (86) *Ibid.*, p. 41.
- (87) *Ibid.*, p. 42.
- (88) Feeny, op. cit., p. 54.
- (89) Somchaai, op. cit., pp. 491-2.
- (90) *Ibid.*, pp. 493-4.
- (91) *Ibid.*, p. 497.
- (92) *Ibid.*, pp. 497-8.

四、おわりに

五世王が近代化に最も熱心に取り組んだのは軍であった。彼が大学を設置しなかったことも手伝って、軍の士官学校は国内で最高水準の教育を行なう機関の一つであった。陸軍士官学校では、ロシアの士官学校を卒業したピッサスローク親王が一九〇六年校長に就任すると、⁽²⁾授業内容に一層の改善が見られることになった。更に、親王は生徒の知識水準を高めるべく士官学校の機関誌『ユッタコート(Yuthakhoet)』の質の向上を図り、自ら投稿する一方、外国

留学経験を有するものに投稿を促した。この結果『ユッタコート』には外国の軍に関する情報が多く掲載されるようになった。諸外国の中でも一番登場回数が多いのは日本であり、富国強兵を着々と進めて大ロシアを破ったその様子は、士官学校生に鮮烈な印象を与えた。⁽³⁾ 彼らは士官学校における教育に加えて、五世王時代に次第に普及した新聞や雑誌に掲載される外国の政治に関する記事や、ティエンワンなどの市井の知識人の政治評論の感化も受けた。⁽⁴⁾ 折しも二〇世紀初頭には世界各地で革命や反乱が続発しており、アジアでもオスマン帝国では青年トルコ党が一九〇八年に専制政治の打破を目指して蜂起し、清では一九一一年に辛亥革命が勃発していた。こうして諸外国の政治状況を知った彼らが、政治意識を高めたり、それらの国々とタイを比較したりするのは避けがたいことであった。

親王のもとで学んだ青年将校たちが勤務に着く頃、国内では、政府からその生活に殆ど配慮を払ってもらえない農民が二〇世紀初頭から苦難に喘いでいた。政府は一九〇六年に地租の大幅引き上げを実施する。これはほぼ半世紀ぶりの引き上げであり、農民にとっては重税感が大きかった。⁽⁵⁾ これに追い打ちをかけるかのように、一九〇七年から一年にかけては、全国各地で家畜の疫病の流行や天候不順による稲の不作が立て続けに発生した。⁽⁶⁾ 一九〇二年以降通貨を段階的に切り上げたため、米の輸出量が減少して価格の下落を招き、一九〇九年には一三年ぶりの低価格を記録することになった。⁽⁷⁾ また、この時期には季節農業労働者の賃金、家畜、衣服、一部の食料などの価格が値上がりしており、農民の家計を一層圧迫していた。⁽⁸⁾

農民の窮状に代表されるタイの後進性は、二〇歳前後の多感な青年将校の目にも止まることになった。リエン・シーチャン少尉とチャルーン・サタメート少尉の二人は一九〇九年に士官学校を卒業してナコーンチャイシーの第一二連隊へ配属になった。⁽⁹⁾ 彼らの勤務地はタイ有数の穀倉地帯に位置していた。彼らはしばしば付近の農村を訪ねては農民と親しく交わり、農民の窮状をつぶさに観察した。彼らは庶民の生活が繁栄や進歩とはおよそ程遠い状態にある

ことを知る。彼らがそこで見たのは貧困問題のみではなかった。政府が大衆教育に本腰を入れないため、農民は教育を受けていない。政府が安直に税收を増やそうとして各地に阿片窟を設けているため、農民は健康を害しがちである。官僚が治安維持に真剣に取り組もうとしないので、農民は窃盜、暴行、殺人などの危険に絶えず晒されている。農民にとって、官僚が頼りになるのは、一緒になって利益を漁る場合だけである。リエンとチャルーンは農民のこうした境遇を見て、タイを進歩繁栄させるために政治体制を変革しようと決意するに至るのであった。⁽¹⁰⁾

彼らは一九一〇年に首都で王宮警護を担当する第一歩兵連隊へ転動となり、絶対王政打倒計画を本格的に練り始めた。彼らは同志を募るには人望のある指導者が必要であると考えて、リエンの兄でピッサヌローク親王の侍医を務めるクン・トゥアイハーンピタック(レン・シーチャン)大尉を指導者に迎えた。彼らは一九一二年一月から同志を集めて会合を開くようになった。青年将校の間にはこの計画に関心を示したり賛同したりするものが少なくなき、会合へは首都駐屯の殆どの陸軍部隊から将校が参加していた。⁽¹¹⁾ これらの将校にとっては、タイの繁栄進歩の立ち遅れは齒がゆいばかりであった。タイの経済は西洋諸国はおろか、タイと同じく一九世紀中葉に欧米に対して門戸を開いた小国日本にも大幅に遅れを取っていた。彼らは、日本が急速に繁栄しつつあるのは立憲政治体制に移行したからであり、これに対してタイが発展しないのは国会はおろか、憲法すら存在しない政治体制のせいであると考えた。⁽¹²⁾

彼らが国の繁栄をもたらす要因として政治を重視し、絶対王政を諸悪の根源と見ていたことは、彼らが会合で使用した文書「国家の盛衰に関する覚書」⁽¹³⁾に明確に示されている。「大国、小国を問わずあらゆる国の盛衰はその国の政治のあり方にかかっている」と⁽¹⁴⁾という文章で始まるこの文書では、タイの絶対王政に対する痛烈な批判がなされている。絶対君主制は極めて悪い統治形態であり、ここでは国王は好き勝手なことができる。国王は国の繁栄や発展を考えることなく、国の予算を役に立たないことに浪費している。国王、王族、その取り巻き連中は、度を越した快適な

生活に浸って国の富を費消し、その結果国を発展させるのに必要な予算が不足するに至っている。こんなことでは国は衰え、破滅へと向かうしかない。破滅を免れるには、この野蛮で劣悪な統治形態を改革する他ない。欧米諸国では絶対君主制は姿を消し、それ以後それらの国では文明化が進んだ。アジアでも諸国は国を繁栄させるために立憲政治へと向かいつつある。日本が小国でありながら繁栄し、列強と肩を並べるほどにまでなっているのは、国王が法律の下におり、国の富が無駄に使われず国のために使われているからである。中国で現在辛亥革命が生じているのは、中国も統治形態を改革して列強に追いつこうとしているからである。トルコもまたしかりである。アジアで野蛮で未開な統治形態を維持しているのはタイだけである。⁽¹⁵⁾

彼らはこのように、タイを進歩繁栄させるには何よりも先ず絶対王政を打倒しなければならないと考えていた。立憲政治体制へ移行すれば国が繁栄するというのは余りにも単純な考え方である。この点に関して、確かに、彼らが五世王による改革の申し子であって外国の政治思想の影響を受けており、しかも外国の政治についての情報や考え方を浅薄に理解していたことは否めない。しかし、彼らは政治的な理想主義のみから反乱を計画したのでは決してなかった。当時の政治体制のままでは、タイの発展が望めないのは歴然たる事実だったからである。タイ史上初めて西洋で教育を受けた新国王ワチャラーウットは、五世王がやり残した国の繁栄に向けて努力を傾けるどころか、廷臣に囲まれて道楽としか思われぬことにうつつを抜かしていた。彼は一九一一年に戴冠式を二度行ない、その費用として二回目の時には予定額を大幅に超えて国家予算の八%にも達する五〇〇万バツ以上を用い、政府財政を赤字に陥れる有様であった。⁽¹⁶⁾ 国の基幹産業である農業が不振の中で、六世王が国家の財政負担を顧みず盛大な戴冠式を行なうことができたのは、父五世王が国王権力を強化していたからに他ならなかった。それゆえ、反乱計画者たちは批判の矛先を六世王のみならず、絶対王政そのものにも向けたのであった。彼らは絶対王政では国を発展させられないので、「シャ

ムの絶対王政は時代遅れであり、終焉を迎えなければならぬと確信⁽¹⁷⁾していたのである。彼らがこう確信するのは、五世王の改革がタイを十分に進歩させられなかったことを実感していたからこそであった。もし、五世王がタイに経済や社会の面で十分な進歩や繁栄をもたらしていたならば、彼らは絶対王政の打倒を企まなかったことであろう。従って、彼らが反乱を計画する主たる原因は、五世王の改革が中途半端、もしくは不十分なものであったということ、すなわち、それが何よりも先ず富国なき強兵と王権の強化をもたらすものであり、国の繁栄にとって欠かせない経済や社会の改革を二の次にしていたということに求められるべきであろう。

- (1) Battye, op. cit., p. 137.
- (2) “Phraprawat Sangkheep Khoong Joomphon Somdetphrajaoborommanawongthoe Jaofaa Jakraphongphuwanaat Krommaluang Phitsanlookprachanaaat [ウァハプロク親王の略歴],” in *Seenathikanam Ramluk* [陸軍参謀学校六〇周年記念記布本] (Bangkok: Thai Khaseem, 1970), n. p.
- (3) Atcharaphoon, op. cit., pp. 62-72.
- (4) Thaemsuk, op. cit., pp. 134-7.
- (5) Johnston, op. cit., pp. 294-9.
- (6) Ibid., pp. 284-9.; Atcharaphoon, pp. 81-2.
- (7) Ibid., pp. 290-3.
- (8) Ibid., pp. 233-4.
- (9) Rien & Neet, op. ct., p. 7.
- (10) Ibid., pp. 7-9.

- (11) 逮捕された陸軍将校の内訳を見ると、彼らの所属部隊は陸軍参謀本部、第一、二、三、一歩兵連隊、第一、二砲兵連隊、王宮警護連隊、第一騎兵連隊、第一機関銃部隊、下士官学校、第一工兵連隊などとなり、特に近衛部隊が多かった。Thaemsuk, op. cit., pp. 28-9.; Thaemsuk Numnon, *Fuun Aditt* [國法を語る書] (Bangkok: Ruangsin, 1979), pp. 23-4.
- (12) Rien & Neet, op. cit., pp. 5-6.
- (13) “Bantuk Waadai Khwaamsuamsaam Lae Khwaamjaeroen Khoong Pratheet [國の強隊と國の富強],” in Atcharaphoon, op. cit., pp. 292-8. しばしば逮捕されたノン・ミーチャンの家を押収されたのであろう。
- (14) *Ibid.*, p. 292.
- (15) *Ibid.*, pp. 292-8.
- (16) Wyatt, *Thailand*, p. 224.
- (17) Vella, Walter F., *Chaiyo I: King Vajiravudh and the Development of Thai Nationalism* (Honolulu: The University Press of Hawaii, 1978), p. 55.